

周防大島町耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月
周 防 大 島 町

目次

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1 計画の背景	1
2 計画の目的	1

第2節 計画の位置づけ等

1 計画の位置づけ	1
2 計画期間	2
3 耐震化の目標を設定する建築物について	2

第3節 想定される地震の規模及び被害の状況等

1 活断層による地震	2
2 歴史的地震	3
3 東南海・南海地震	3

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 耐震化の現状

1 住宅	4
2 多数の者が利用する建築物等	4

第2節 耐震改修等の目標の設定

1 住宅	6
2 多数の者が利用する建築物等	7

第3節 公共的建築物の耐震化の目標

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

1 役割分担	9
2 事業の実施方針	10

第2節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

1 町が実施する支援策	11
-------------	----

第3節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

1 消費者への情報提供	11
2 相談窓口の設置	11
3 技術者の育成	11

第4節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事項

第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

第1節 地震防災マップの作成及び公表

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

第3節 啓発用リーフレット等の配布及びセミナー等の開催

第4節	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	13
第5節	自治会等との連携	14

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第1節	関係団体等による連携	15
第2節	その他	
1	地震保険の加入推進	15
2	被災建築物応急危険度判定等の実施	15
3	その他	15

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画の背景と目的

1. 計画の背景

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準（以下「現行基準」という。）を満足していない昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物に倒壊等の被害が多く発生し、多数の死傷者が生じたことを契機に、これらの建築物に現行基準と同等の耐震性能を持たせることを目的として、平成 7 年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定された。

その後、新潟県中越地震（平成 16 年 10 月）、福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月）等、近年各地で大規模な地震が群発し、いっどこで地震が発生してもおかしくない状況にあり、加えて東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生の切迫性が指摘されている。このため、地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の耐震化をより一層促進させる必要性から、平成 17 年 11 月に耐震改修促進法が改正（平成 18 年 1 月施行）され、町は『耐震改修促進計画』を策定することとなった。

2. 計画の目的

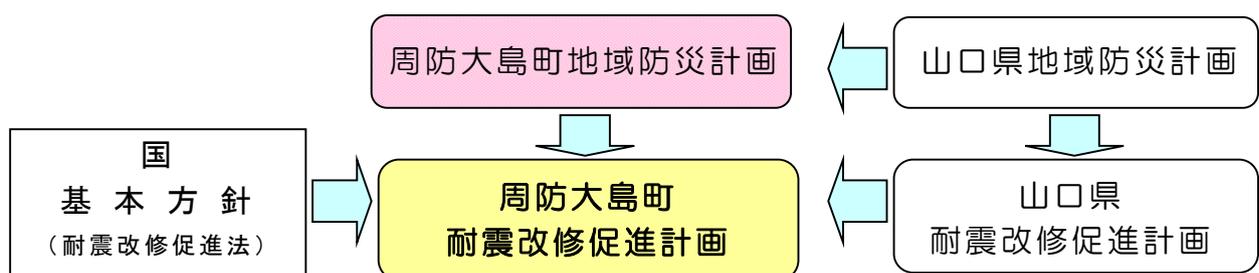
「周防大島町耐震改修促進計画」（以下「町計画」という。）は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物の耐震診断や現行基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本町における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

第 2 節 計画の位置づけ等

1. 計画の位置づけ

町計画は、国が策定した基本方針（平成 18 年 1 月 25 日付け国土交通省告示第 184 号）及び山口県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）に基づき、町内の既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示す計画であり、「周防大島町地域防災計画（震災対策編）」（以下「周防大島町地域防災計画」という。）の関連計画となるものである。

図 1 — 計画の位置づけのイメージ



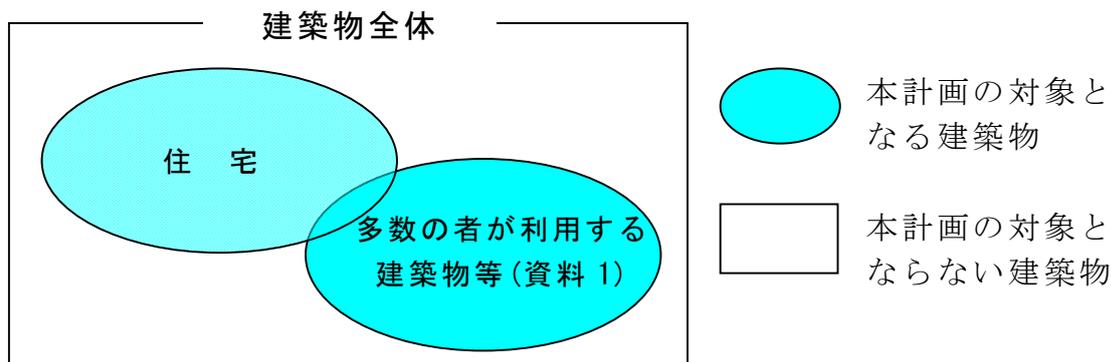
2. 計画期間

計画期間は、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 箇年とする。
なお、必要に応じて概ね 3 年ごとに見直しを行うものとする。

3. 耐震化の目標を設定する建築物について

耐震化の目標を設定する建築物は、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震改修促進法第 6 条第 1 項各号に掲げる規模、用途の建築物（以下「多数の者が利用する建築物等」注）という。）とする。

図 2—対象建築物のイメージ



注) 多数の者が利用する建築物等（資料 1—P16）

- ①多数の者が利用する建築物で、その用途により 1～3 階以上かつ延床面積 500～1,000 m²以上の建築物
- ②一定量以上の危険物を貯蔵又は処理を行う建築物
- ③地震時において、都道府県耐震改修促進計画に定められた道路を閉塞させるおそれのある建築物

第 3 節 想定される地震の規模及び被害の状況等

周防大島町地域防災計画では、「活断層による地震(小方—小瀬)、(菊川)」、「歴史的地震」、「東南海・南海地震」の被害想定がされている。

1. 活断層による地震

(1) 小方—小瀬断層地震

◇予想される震度

一部地域で震度 5 強、それ以外は震度 5 弱が想定される。

◇想定される被害

半壊家屋 36 戸、負傷者 13 名、罹災者 77 名が想定される。

(2) 菊川断層地震

◇予想される震度

菊川断層から離れていることもあり、全域で震度 4 が想定される。

◇想定される被害

なし

2. 歴史的地震^{注)}

◇予想される震度

安芸灘に面する島しょ部で局地的に震度 6 強、それ以外は震度 5 強から震度 5 弱が想定される。

◇想定される被害

全壊家屋 16 戸、半壊家屋 438 戸、死者 3 名、負傷者 76 名、罹災者 866 名が想定される。

注) 歴史地震

県内及びその周辺で過去に発生し、県内に影響を及ぼすと考えられる地震記録を統計処理し、地震活動は今後も変わらないであろうという前提のもとに算出した 100 年期待値の地震をいう。

なお、過去の地震活動履歴から①マグニチュード 6 程度、震源の深さ 15km 程度の直下型地震が県内全域でどこでも起こりうること、②マグニチュード 7 クラス、震源の深さ 40～50km の芸予地震（1905 年）クラスの地震が安芸灘から周防灘、さらに、豊後水道にかけて起こりうることを前提にしている。

3. 東南海・南海地震

◇予想される震度

一部地域で震度 6 弱、それ以外は震度 5 弱以上が想定される。

◇想定される被害

死者数はわずかで、全壊する建物棟数は最大で約 500 棟と想定される。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 耐震化の現状

1. 住宅

平成15年住宅・土地統計調査によると周防大島町内の居住世帯がある住宅戸数の推計は、約9,300戸で耐震化率は、約52%となっている。

このうち、耐震化の対象となる昭和56年5月以前の耐震基準（旧耐震基準）で建築された住宅は、約5,530戸（約59%）で、全国平均（約39%）に比べて割合が高く、特に耐震化の対象となる住宅のうち、木造戸建て住宅は、約5,000戸（約90%）でその大半を占める。

また、平成17年度から本町で実施している一般診断法による木造戸建て住宅の耐震診断結果では、診断実施戸数の約5%の住宅で一応倒壊しないという判定が出ているが、調査件数が少ないため全国の耐震化状況の率を基に、居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率を推計すると約52%（約4,800戸）で、全国平均（約75%）を下回る水準となっている。

表1－居住世帯がある住宅の推計（平成15年10月）

	戸数	うち耐震性有	耐震化率
木造戸建て	約7,900戸	約3,550戸	約45%
共同住宅等注)	約1,400戸	約1,250戸	約89%
合計	約9,300戸	約4,800戸	約52%

平成15年住宅・土地統計調査による

注) 共同住宅等

木造及び防火木造戸建て住宅以外の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅をいう。

2. 多数の者が利用する建築物等

多数の者が利用する建築物等は、町内に69棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は41棟で、耐震化率は約59%と全国平均（約75%）を下回っている。

昭和56年5月以前に建築された多数の者が利用する建築物等は、全体で30棟（約43%）あり、うち県・町有建築物は19棟（学校14棟、庁舎2棟、病院2棟、地震発生時に道路を閉塞させる恐れのある建築物1棟）、民間建築物は11棟（学校1棟、寄宿舍2棟、ホテル1棟、地震発生時に道路を閉塞させる恐れのある建築物7棟）である。

また、県・町有建築物15棟と民間建築物3棟は、既に耐震診断を行っているが、残り12棟の建築物は耐震診断を行っておらず、耐震性が確認されていない。

これは、法の規定が、努力義務規定で強制力がないことや耐震改修等には相当の費用を要することなどの理由から耐震化が進んでいないと推測される。

表 2 - 多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況（用途別）

建物用途	棟数	耐震性有		耐震化率
		昭和 56 年 5 月以前	昭和 56 年 6 月以降	
学校（小学校、中学校等）	31 棟	0 棟	16 棟	約 52%
体育館	4 棟	0 棟	4 棟	100%
病院	5 棟	0 棟	3 棟	60%
ホテル、旅館	3 棟	0 棟	2 棟	約 67%
賃貸共同住宅、寄宿舍	10 棟	2 棟	8 棟	100%
老人ホーム等	4 棟	0 棟	4 棟	100%
庁舎	4 棟	0 棟	2 棟	50%
その他	8 棟	0 棟	0 棟	0%
合 計	69 棟	2 棟	39 棟	約 59%

平成 19 年度周防大島町調査より

注) 耐震化率：＝ $\frac{\text{耐震性がある多数の者が利用する建築物等数}}{\text{全ての多数の者が利用する建築物等数}}$

耐震性有：S56 年 6 月以降の建築物及び S56 年 5 月以前の建築物で耐震性が確認されたもの及び改修済みの建築物等数（棟単位）

耐震性無：S56 年 5 月以前の建築物で耐震診断未診断及び耐震性がないと確認された建築物

表 3 - 多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況（所有者別）

所有者	棟 数	耐震性有	耐震化率
県	8 棟	3 棟	約 38%
町	41 棟	27 棟	約 66%
民間	20 棟	11 棟	55%
計	69 棟	41 棟	約 59%

表 4 - 昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する建築物等数

所有者	棟 数	耐震診断済	耐震性有		
			診断の結果 耐震性有	耐震改修済	計
県	5 棟	5 棟	0 棟	0 棟	0 棟
町	14 棟	10 棟	0 棟	0 棟	0 棟
民間	11 棟	3 棟	2 棟	0 棟	2 棟
計	30 棟	18 棟	2 棟	0 棟	2 棟

第2節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針では、平成27年度までに、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率を、現状の約75%を少なくとも90%とすることを目標としている。

また、県計画では、現状の住宅の耐震化率約66%を約90%に、多数の者が利用する建築物等の耐震化率約61%を約80%にすることを目標としている。

本町の耐震化率の現状は、住宅で約52%、多数の者が利用する建築物等で約59%と、全国平均や山口県平均に比べて低い状況にあるが、町計画では、東南海・南海地震に対する防災対策の緊急性等を考慮し、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化率の目標を、国の基本方針と同様に約90%とする。

なお、耐震化率の目標数値については、定期的に検証することとし、民間建築物については概ね3年ごとに、県・町有建築物については、国の調査注)に併せて毎年、住宅については「住宅・土地統計調査」に併せて5年ごとに実態の把握を行うこととする。

注) 国の調査

建築物の耐震診断、改修の状況調査（国土交通省）をいう。

表5－住宅及び多数の者が利用する建築物等の目標

		現状注1)	目標(H27年度)注2)
住宅 総数		約9,300戸	約7,700戸
	うち耐震性有	約4,800戸 (約52%)	約6,900戸 (約90%)
	うち耐震性無	約4,500戸 (約48%)	約800戸 (約10%)
多数利用等建築物 総数		69棟	66棟
	うち耐震性有	41棟 (約59%)	60棟 (約90%)
	うち耐震性無	28棟 (約41%)	6棟 (約10%)

注1) 現状の数値の住宅は、平成15年住宅・土地統計調査による、多数の者が利用する建築物等は、平成19年度周防大島町調査による。(以下同じ)

注2) 平成27年度の推計は、過去のトレンド等(滅失、建替)から、推計によるものに今後の施策効果等を加えたもの。

1. 住宅

住宅の耐震化率について、過去における年代別住宅数の推移や、耐震改修実績、施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率約52%を平成27年度までに約90%とすることを目標とする。

この目標を達成するためには、建替えや住替えの促進を図り、現状の

居住世帯がある住宅数約 9,300 戸のうち、耐震性がない住宅約 4,500 戸を約 800 戸まで減少させる必要がある。

2. 多数の者が利用する建築物等

公共団体（県、町）が所有する建築物の耐震化率の目標は、県は 100% とし、町は約 84% とする。

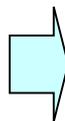
なお、学校以外の建築物については、建替えや改修等により 100% を目標とするが、小学校については統廃合の方針がまだ決定していないため、改修計画が立てられていない状況である。

については、統廃合の見通しが立ち、学校施設耐震化推進計画が策定された後に町計画を見直し、改修や用途廃止により耐震化率の目標を 100% に近づくよう修正する予定である。

また、民間建築物で耐震性が確認されていないものは、助成制度の創設等を検討し、耐震診断を行うと共に建替えや改修を促進することで 100% を目標とする。

表 6－多数の者が利用する建築物等の目標（所有者別）

所有者		現 状 (耐震化率)	H27 年度目標 (耐震化率)
県		8 棟	100%
	うち耐震性有	3 棟 (約 38%)	
町		41 棟	約 84%
	うち耐震性有	27 棟 (約 66%)	
民間		20 棟	100%
	うち耐震性有	11 棟 (55%)	
合計		69 棟	約 90%
	うち耐震性有	41 棟 (約 59%)	



第 3 節 公共的建築物の耐震化の目標

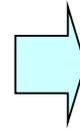
庁舎、学校、病院、公営住宅等は、地震等の災害が発生した場合には、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設である。

また、保育所、老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設等は災害時に利用者自らが避難することが容易ではない用途の建築物である。

このため、これらの公共的な用途の建築物で多数の者が利用する建築物等に該当する建築物の耐震化の目標は、学校（小学校、中学校）を除く建築物について 100% を目標にし、各用途別に下表のとおりとする。

表 7 - 各用途別の耐震化目標

施設名	現状	目標値
1 学校（小学校、中学校）	57%	71%
2 高等学校	33%	100%
3 体育館	100%	100%
4 病院	50%	100%
5 庁舎、公益上必要な建築物	50%	100%
6 公営住宅	100%	100%
7 老人ホーム、福祉ホーム等	100%	100%



第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

町、建築物所有者、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自主防災組織・自治会等（以下「自治会等」という。）は、以下に示す役割のもと、連携を図りながら耐震診断及び耐震改修を進める。

1. 役割分担

(1) 町の役割

町は、住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進のための施策を行う。また、住民、自治会等が行う耐震診断・耐震改修を支援し、連携して以下のことを実施する。

①耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定

◇町耐震改修促進計画の策定及び見直し

②耐震診断及び耐震改修の実施、促進

◇町有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な実施

◇民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進

◇特に耐震改修の必要な建築物の設定及び耐震診断・耐震改修の誘導

◇耐震診断・耐震改修に対する専門家の派遣や、各種補助事業の実施のほか、税制補助のための証明等

◇避難路等の設定

③所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等

◇耐震診断・耐震改修相談窓口の設置及び運営

◇所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供

◇自治会等との連携による建築物の耐震性向上、家具の転倒防止対策、ブロック塀の転倒防止対策等の実施

◇地震ハザードマップの作成による注意喚起

④県、住宅・建築関係団体との連携

◇県、住宅・建築関係団体との連携体制の構築

(2) 建築物所有者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は以下のことを実施する。

①建築物の耐震化の促進

◇自らが所有または管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施

◇耐震診断の結果を踏まえた建替え及び耐震改修の実施

(3) 建築関係技術者

町が実施する耐震診断・耐震改修を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者等への適切なアドバイス等、以下のことを実施する。

①所有者等に対する普及啓発及び情報提供

◇所有者等に対する耐震性向上に関する適切な助言

②耐震診断及び耐震改修の実施

◇耐震診断・耐震改修業務の適切な実施

③技術の向上及び研鑽

◇耐震診断・耐震改修に係る講習会の受講及び受講者名簿への登録

◇耐震診断・耐震改修に関する技術の向上及び研鑽

(4)住宅・建築関係団体

町が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者、技術者及び行政等と連携し、以下のことを実施する。

①所有者等に対する普及啓発及び情報提供

◇耐震診断・耐震改修相談窓口の設置及び運営

◇耐震講習会等の実施

②技術者の養成

◇耐震診断・耐震改修に関する技術者研修の実施等

③耐震診断業務の促進

◇耐震診断を行う者に対する情報提供

◇耐震診断アドバイザー派遣等

④町との連携

◇耐震診断・耐震改修の促進のための町への協力

(5)自治会等

建築物の耐震化の促進については、地域自らの問題として自治会等は、以下のことを実施する。

①普及啓発及び情報提供

◇建築物の耐震性向上のための自治活動等、家具の転倒防止対策、ブロック塀の転倒防止対策等の実施

2. 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠である。町は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度等により住宅・建築物の耐震化を進めるものとする。

第2節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

平成27年度までの今後9年間で耐震化率を目標数値まで引き上げるためには、昭和56年5月以前に建築された耐震性が不十分な建築物の耐震改修や建替えを促進させる必要がある。

昭和56年5月以前の建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明であるものが多い。このため、耐震性の判断がされずに耐震改修や建替えが進んでいないと推測される。

また、平成18年度に県が実施したアンケート調査結果や、県計画に係る意見募集、平成19年度に町が実施した木造住宅耐震診断実施者へのア

ンケート調査結果では、建物所有者自らの資金で行うことは限界があり、耐震診断・耐震改修を行うための助成制度の創設が求められている。

については、耐震診断・耐震改修をより一層促進させるために、国及び県の補助事業等を活用した助成制度により住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

1. 町が実施する支援策

(1) 現在実施している支援策

本町においては、平成 17 年度から現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月施行）以前に建てられた木造住宅の耐震診断を町の全額負担により実施している。（平成 17～19 年度実績 60 戸/年、平成 20～22 年度 30 戸/年予定）

(2) 今後導入する支援策

町は、国及び県の補助事業等を活用して、上記の耐震診断を継続して行うとともに、木造戸建て住宅の耐震改修を行う者に対する助成制度を平成 20 年度から創設する。（平成 20 年度～22 年度 5 戸/年予定）

また、地震発生時に道路を閉塞させる恐れのある建築物を含む民間建築物の耐震診断・耐震改修の助成制度の創設を今後検討する。

第 3 節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

1. 消費者への情報提供

(1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

県が作成した耐震診断啓発用リーフレットやリフォームにあわせた住宅の耐震改修の方法を紹介する事例集を相談窓口を設置する。

また、各種セミナー等においても活用することとする。

(2) 優良技術者の紹介

講習会の受講修了者を掲載した「山口県木造住宅耐震診断・耐震改修技術者名簿」を相談窓口を設置し、優良な技術者の情報提供を行う。

(3) 優良事業者の紹介

県が登録した一定要件を満たすリフォーム事業者の情報提供を行う。

2. 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修の相談を受ける窓口を町役場総務課に設置する。

3. 技術者の育成

県が開催する耐震診断や耐震改修工事を行う技術者向けの講習会への参加を促す。

第 4 節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事項

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊で死傷者が出たことなどによりブロック塀に関する基準が改正された。

ブロック塀は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊

した場合、人的被害が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要がある。

このため、自治会等の組織を通じ、ブロック塀の安全対策についての周知や、自治会等による危険箇所マップ作成に対し、町が協力を行うなど危害防止対策を講じる。

また、ブロック塀の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時に倒壊しないような工法への転換をPRする。

第5節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める道路は、地震による建築物の倒壊によって緊急車両や住民の避難の妨げになる道路を定めることとなっている。

県では、平成9年3月に策定した「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めている。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

県計画では、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」の第一次緊急輸送道路を中心に耐震改修促進法第5条第3項第1号に定める道路としての検討を行い、平成19年度に指定されることになっている。

なお、人口集中地域、密集市街地において、地震時の避難路を確保するために、町が町計画に位置づけた道路は、県計画に定める耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する道路とみなされることとなっており、町は、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」に第二次緊急輸送道路として記載された次に掲げる町内の国道及び県道を地震発生時に通行を確保すべき道路に指定する。

また、この指定に基づき法第6条第1項第3号の規定により新たに特定建築物となるものは、町有建築物1棟と民間建築物7棟である。

緊急輸送道路

- (1) 一般国道437号
- (2) 主要県道大島環状線

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

第1節 地震防災マップの作成及び公表

住宅・建築物の耐震化にあたり、建築物の所有者等の意識の向上を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）の作成が重要である。

地震防災マップは、地震による地盤の揺れやすさについて、町の市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ、適切な区分とする必要がある。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する項目についても地震防災マップに盛り込むことが重要である。

本町では、地震時の津波を含めた高潮・洪水ハザードマップを現在作成しているが、地震防災マップについても今後作成するよう検討する。

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震改修等、住宅・建築物の耐震化について町民の相談に適切に対応するため、町では、役場総務課に耐震改修相談窓口（表8）を設置している。

この相談窓口においては、耐震診断、耐震改修、助成制度、税制等についての相談及び情報提供等を行うこととする。

表8－町の相談窓口

窓口担当課名	担当班名	電話番号
周防大島町総務部総務課	消防防災班	0820-74-1000

第3節 啓発用リーフレット等の配布及びセミナー等の開催

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、効率的な耐震改修の提案として、リフォームにあわせた住宅耐震改修法を紹介する事例集を相談窓口を設置する。

また、各種セミナー等においても活用し、耐震診断・耐震改修の啓発を図る。

第4節 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新や、バリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。

このため、耐震診断を行った際に改修にかかる費用の概算を住宅所有者に示して、具体的な改修方法について説明している。

しかし、所有者が高齢であり、かつ住宅全体を耐震化するためには多額な費用が必要であるため、現段階では改修まで至っていないことが多い。その問題を解決するためには、高齢者世帯等で今後大規模なリフォ

ームの予定がない住宅について、主とした居住空間のみを耐震化する方法を住宅メーカーや工務店等と連携して提案することも検討していくこととする。

第5節 自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自らで守る」であるとともに、「自らの地域はみなで守る」ことであるので、自治会等単位で地震についての対策を講じることが重要である。

自治会等との連携活動として、T-DIG（災害図上訓練）を行い、地域内における地震時の危険箇所や避難経路等を点検・確認することにより、地震防災対策の啓発・普及を促進する。

また、危険なブロック塀の改修・撤去、家具の転倒防止対策等の自らができることから始め、地域ぐるみで取り組むことが重要である。町は、これらの活動への啓発として自治会単位で行う防災訓練の支援を行う。

町 : 自治会等に対する支援、自治会等との協働による地域の点検、地域ごとでの普及啓発活動等

自治会等 : 住民同士の連携強化、回覧板や掲示板等による情報の提供、防災訓練の実施等

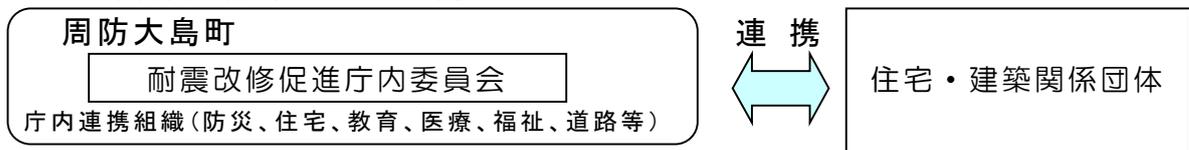
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第1節 関係団体等による連携

庁内関係部署による「周防大島町耐震改修促進庁内委員会」を設置し、町内の建築物の耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行う。

併せて、現在実施している木造住宅耐震診断事業の事務局である（社）山口県建築設計事務所協会をはじめとする住宅・建築関係団体に対して、耐震診断・耐震改修の促進に引き続き協力いただくよう要請し、連携を強化する。

図3－関係団体等による連携のイメージ



第2節 その他

1. 地震保険の加入推進

地震が発生した場合には、倒壊した家屋を持つ被災者は多くの負債を抱えることになる場合が多く、自らの財産を保護するためには、地震保険への加入も有効な手段と考えられることから、広報や各種セミナー等により加入の促進に努めることとする。

2. 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には、迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、公営住宅等公的賃貸住宅の空き住居の提供を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

3. その他

その他必要な事項は別途定める。

資料 1 - 多数の者が利用する建築物等

建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項1～3号に掲げる規模・用途

	用 途	規模要件	
法 第 6 条 1 号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校もしくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
		ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
		ホテル・旅館	
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	
		事務所	
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
		幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
		車両の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
		郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	
	2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	
	3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物